

(平成21年4月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年3月から61年9月までの期間及び同年12月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

また、昭和61年10月及び同年11月の国民年金保険料納付記録を訂正する必要は無い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年2月から同年9月まで
② 昭和58年4月から同年8月まで
③ 昭和60年3月から63年3月まで

申立期間当時、体が弱く、アルバイト収入があるぐらいだったので、両親の世話になっていた。申立期間①から③の国民年金保険料については、両親も国民年金に加入していたため、併せて私の分の保険料も納付していたと思う。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は国民年金の加入手続に係る記憶が曖昧であり、加入状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和60年3月ごろに払い出されており、このころ国民年金の加入手続を行ったと推測されるが、その時点で申立期間①は既に時効であり、申立期間②は過年度保険料になるが、申立人及び保険料を納付したとされる申立人の母親は定期的に国民年金保険料を納付していたと述べており、後からまとめて保険料を納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことはうかがわれず、ほかに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い。

2 申立期間③について、申立人と同時に国民年金保険料を納付していたされる申立人の両親については、昭和 50 年 1 月以降に未納は無く、付加保険料も長期間に渡り納付しており、申立人の両親の納付意識は高かったと言える。

また、申立人の母親は、申立人を含む親子 3 人分の国民年金保険料を納付していた時期の納付金額や納付方法等について記憶しており、健康上の理由から収入の無い申立人の保険料をその両親が納付していたとの主張に不自然さはみられない。

さらに、このうち社会保険庁のオンライン記録では、昭和 61 年 10 月及び同年 11 月の国民年金保険料は納付済みであり、加えて、申立人が居住する市の国民年金被保険者名簿では、同年 4 月及び同年 5 月の保険料は納付済みとされており、両者の記録が一致しない状況がうかがわれる。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 3 月から 61 年 9 月までの期間及び同年 12 月から 63 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

また、昭和 61 年 10 月及び同年 11 月については、社会保険庁の記録では、国民年金保険料が納付済みとなっており、納付記録に問題は無い。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から同年6月まで
② 昭和57年4月から同年8月まで

会社から厚生年金保険に加入していない期間は国民年金に加入するように言われたことをきっかけに市役所で国民年金に加入手続をし、それ以降納付書で保険料を納めてきたため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、保険料の納付方法や納付金額について申立人の記憶は曖昧であり、ほかに申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無いため、状況は不明である。

また、申立人と同時期に国民年金手帳記号番号が払い出された被保険者の記録から、申立人は昭和55年1月前後に国民年金の加入手続を行ったと推測され、申立期間①は過年度保険料になるが、申立人がさかのぼって保険料を納付したことはうかがわれないほか、申立人には、過年度納付をした記憶も無い。

2 申立期間②について、5か月と短期間であり、申立人は昭和54年8月以降、申立期間②を除く国民年金被保険期間中に国民年金保険料の未納は無く、納付意識は高かったと言える。

また、申立期間②のうち、昭和57年8月は未加入期間とされているが、社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）及び申立期間②当時居住していた市の国民年金被保険者名簿を見ても、当該期間に資格喪失した旨の記載は

無い。

さらに、申立人は昭和 57 年 9 月から厚生年金保険に加入しており、同年 8 月は国民年金の強制加入対象者であるため、当該期間を未加入期間とし、国民年金被保険者の資格喪失処理をする合理的理由は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月から同年 8 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

静岡国民年金 事案 847

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から49年3月まで

私は、昭和49年11月ごろ国民年金に加入し、その際、さかのぼって資格取得した分の国民年金保険料を納付することができると市の職員に言われ、資格取得日までさかのぼって事業所の会計担当者が保険料を納付したはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、また、5年間にわたって保険料を前納しているなど納付意識が高かったことがうかがえる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年12月4日に払い出されており、このころ国民年金に加入したと考えられ、この時点で申立期間の保険料は過年度納付することが可能である上、申立期間前の108か月間の保険料を特例納付していることが確認でき、このように遡^{そきゅう}及納付する場合、特例納付よりも安い過年度保険料を優先して納付するのが自然であり、108か月間の特例納付をしながら18か月間の過年度納付を行わないとは考えにくい。

加えて、申立期間の翌年に自営していた事業を拡大するなど、申立期間当時、申立人の事業は順調であったとみられ、保険料の一括納付が困難な状況にはなかったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から49年3月まで

結婚後は夫や夫の事業所の会計担当者が、夫の分と一緒に私の国民年金保険料を納めてくれていた。納付に困るような状況にはなかったし、前後の期間は納付済みであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、また、5年間にわたって保険料を前納しているなど納付意識が高かったことがうかがえる。

さらに、申立人は申立期間直前の昭和47年4月から同年9月までの6か月の保険料を申立人の夫と同時期に特例納付していることが確認でき、このように^{そきゅう}遡及納付する場合、特例納付よりも保険料額が安い過年度保険料を優先することが自然であり、特例納付をしながら申立期間の保険料を過年度納付しなかったとは考えにくい。

加えて、申立期間の翌年に申立人の夫と共に営んでいた事業を拡大するなど、申立期間当時、申立人の事業は順調であったとみられ、保険料の一括納付が困難な状況にはなかったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

静岡国民年金 事案 849

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月から同年12月まで

申立期間が未納とされているが、ほかの期間は納付済みであるのに、この3か月だけ未納ということはあり得ず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である。

また、申立人は昭和46年12月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除く国民年金被保険者期間中に保険料の未納は無く、申立人の納付意識は高かったと言える。

さらに、申立期間直前までの国民年金保険料の納付に遅れはみられず、申立期間直後の昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料については、54年7月20日に過年度納付しているものの、その時点で申立期間の保険料は時効になっておらず、申立期間の保険料のみ未納にしておくのは不自然だと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月1日から22年2月8日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金を受給しているため年金額に反映しないとの回答を得た。私は脱退手当金を請求した記憶は無く、受け取った記憶も無いので、申立期間である被保険者期間を年金として受けられるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の資格喪失日時点の脱退手当金の支給要件は、厚生年金保険法第48条の規定により「被保険者期間3年以上20年未満の者が死亡または資格喪失したとき」であったが、昭和19年10月1日から22年8月31日までの期間においては、厚生年金保険法施行令第22条の2の規定に該当すれば、被保険者期間が3年に満たなくとも、脱退手当金を受給することが可能であった。しかし、申立期間に係る事業所は戦後の20年10月1日に新適となっており、また、申立人及び同僚は「会社の事業内容は、筆箱などの小物の木工製品を作っていた。」と証言しており、徴用の解除などの法定要件に該当しないことから、当時、申立人は脱退手当金の受給要件を満たしていなかったものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が平成4年6月26日、資格喪失日が15年6月28日とされ、当該期間のうち、4年6月26日から同年7月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における資格取得日を4年6月26日とし、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月26日から同年7月1日まで

A事業所に勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の給付には反映されていない旨の回答を得た。

A事業所は、平成13年1月に誤りに気づき、社会保険事務所に資格取得届に係る記録の訂正を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されていないので、厚生年金保険が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所における厚生年金保険の被保険者記録のうち、申立期間に当たる平成4年6月26日から同年7月1日までについては、保険者に

より申立人の当該期間に係る保険料が徴収されていたとは認められないと判断しており、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる被保険者期間にはならないとされている。

これに対し、申立人は、当該期間も年金額の計算となる被保険者期間とすることを求めているものである。

A事業所は、「申立人については、平成4年6月26日に資格を取得すべきところ、事務誤りにより同年7月1日に届出をしてしまった。申立人の給与からは同年6月の厚生年金保険料を控除しており、その後、13年1月に訂正届を提出したが時効により年金給付に結びつけることができなかった。」と回答していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成4年7月の社会保険庁の記録から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険の資格取得届の記載を誤ったとしており、資格取得日を平成4年7月1日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 25 日から 37 年 7 月 18 日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給されていることが分かった。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無く、納得ができない。調査して年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持していた厚生年金保険被保険者証は、旧姓で発行されており、再交付の押印も無く、当該被保険者証の発行元は社会保険出張所であることを踏まえると、申立期間に係る事業所で厚生年金保険に加入した際、発行されたものと考えられるところ、脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理において、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされていたが、当該被保険者証にはその表示が無い。

また、申立人と同じ事業所の厚生年金保険被保険者が記録されている被保険者原票において、申立人と同様に脱退手当金を支給したことを表す「脱」表示がある者の中には、オンライン記録における脱退手当金の支給記録が無い者がいるが、その理由は不明であり、脱退手当金の支給に係る記録の管理が適正に行われていない可能性がある。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

静岡厚生年金 事案 378

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成元年9月から2年4月までの標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月1日から2年5月31日まで
平成元年9月からA事業所が倒産するまで営業部長として勤務した。
毎月約40万円の給与を支給されていたにもかかわらず、社会保険事務所
の標準報酬月額が8万円となっている。給与明細書等は所持していない
が、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の標準報酬月額を申立人が主張する平成元年9月から2年4月までは41万円と記録していたところ、A事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成2年5月31日）の後の同年9月7日付けで、元年9月1日から2年5月31日までの標準報酬月額を8万円に遡及^{そきゅう}して引き下げている。

これらを総合的に判断すると、かかる訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成元年9月から2年4月までは41万円と訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間における標準報酬月額を34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月1日から10年9月1日まで

A事業所に勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の標準報酬月額について照会したところ、平成9年8月まで34万円だった標準報酬月額が、同年9月から9万8,000円に下げられていた。

私が保管していた申立期間に係る給与支払明細書にあるとおり、平成9年9月から10年8月まで標準報酬月額を34万円とした場合に控除されるべき厚生年金保険料(2万9,495円)が控除されていたにもかかわらず、標準報酬月額が9万8,000円として記録されていることは、納得できるものではないので、当該記録の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与支払明細書によれば、申立人は申立期間に事業主により34万円の標準報酬月額に相当する保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

一方、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を申立人が主張する34万円と記録していたところ、A事業所が適用事業所に該当しなくなった日(平成10年9月1日)の後の平成10年9月9日付けで、9年9月1日から10年9月1日までの標準報酬月額を9万8,000円に遡^{そきゅう}及して引き下げていることが確認できる。

また、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録において、平成10年9月9日付けで、9年9月1日から10年9月1日までの標準報酬月額が、

申立人を含む34人については9万8,000円、2人（事業主及びその配偶者）については、9万2,000円に遡^{そきゅう}及して引き下げていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、かかる訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成9年9月から10年8月までは34万円と訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所C支店における資格取得日に係る記録を昭和40年5月1日に訂正し、同年5月から同年7月までの標準報酬月額を2万2,000円、同年8月の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額の記録については、昭和40年9月から41年7月までの標準報酬月額を3万3,000円に訂正、同年8月及び同年9月の標準報酬月額を3万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年5月1日から同年9月1日まで
② 昭和40年9月1日から41年10月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①について厚生年金保険に加入していた記録が無い旨の回答を得た。

当該期間は、A事業所（現在は、B事業所）本店から同事業所C支店へ転勤して勤務したので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

また、申立期間②の標準報酬月額2万2,000円は、同僚の標準報酬月額と比較して低いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、在籍期間確認証明、従業員名簿の記録、健康保険台帳及び雇用保険の記録などから判断すると、申立人は、申立期間①についてA事業所に継続して勤務し（昭和40年5月1日にA事業所本店から同事業所C支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、B事業所が保管していた健康

保険台帳の記録から、昭和 40 年 5 月から同年 7 月までの標準報酬月額を 2 万 2,000 円、同年 8 月の標準報酬月額を 3 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、被保険者原票によれば昭和 42 年に資格取得処理が行われたと推認できることから、A 事業所は申立人の申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 40 年 5 月から同年 8 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②の標準報酬月額については、B 事業所が保管していた健康保険台帳の記録から、昭和 40 年 9 月から 41 年 7 月までの標準報酬月額を 3 万 3,000 円に訂正、同年 8 月及び同年 9 月の標準報酬月額を 3 万 9,000 円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、その他関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、当該期間について、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを判断できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から44年3月まで

申立期間当時、婦人会の役員が自宅へ国民年金保険料を集金に来ており、母親が私の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間前後の保険料は納めているのに、申立期間の3年間だけ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これを行ったとされる申立人の母親は既に他界しており、また、集金を行っていた婦人会の役員等からも事情を確認できないため、当時の納付状況は不明である。

さらに、申立人は、申立期間当時、住居を移転しており、その際の国民年金の住所変更手続の状況が不明であり、住居の移転により申立期間の国民年金保険料が徴収されなかった可能性がある。

加えて、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

私は、申立期間当時大学生であったが、役所からの通知により20歳以上の大学生も保険料の納付義務があることを知った。平成3年6月ごろ母親が市役所で私の国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付をしてくれたはずなので、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これを行ったとする申立人の母親の加入手続及び保険料の納付に係る記憶は曖昧であり、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、申立人が所持している年金手帳にも国民年金の加入履歴が記載されておらず、申立期間は未加入期間であると考えるのが自然である。

さらに、申立人の妹及び弟は平成6年7月に国民年金に加入しているが、この当時、申立人はその妹及び弟と別の市に居住しており、一緒に国民年金の加入手続をすることは考えにくい上、この時点で申立期間に係る保険料は時効により納付することができず、申立人の妹は申立期間の保険料が未納となっている。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から13年2月までの期間、14年4月から同年7月までの期間及び15年3月の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年4月から13年2月まで
② 平成14年4月から同年7月まで
③ 平成15年3月

市役所か社会保険事務所の職員が自宅に国民年金保険料を徴収に来た際、保険料の納付が困難であると申し立てたところ、免除にしておくと言明を受け、免除になっていると思っていたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る申請免除について、市役所か社会保険事務所の職員から申請免除について説明されたが、記録上、免除となっている期間も含めて、免除の申請手続を行った記憶は無いと証言しており、口頭のみで免除申請を受け付けるとは考え難く、申立人の申請免除に係る記憶は不自然である上、申立人には免除の決定通知を受け取った記憶も無い。

また、申立人の妻も申立期間①、②及び③の保険料は、未納である。

さらに、申立期間以外の国民年金加入期間は、55か月の免除期間を除いてすべて未納期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 11 月から 59 年 9 月までの期間、59 年 12 月から 60 年 7 月までの期間及び 60 年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 11 月から 59 年 9 月まで
② 昭和 59 年 12 月から 60 年 7 月まで
③ 昭和 60 年 10 月

大学卒業後から長い間働き職業も何回か変わったが、厚生年金保険から国民年金への切替手続はその都度行い、国民年金保険料も納付もしてきたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③に係る申立人の国民年金被保険者資格の取得日及び喪失日は、平成 4 年 12 月 14 日に申立人の厚生年金保険と国民年金の記録が照合されたことにより、追加変更されたものであり、申立期間当時、厚生年金保険から国民年金への資格変更手続が適切に行なわれていなかったと考えられる。

また、申立期間は複数である上、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付について申立人の記憶は曖昧である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から47年3月まで

自営業を営んでいたため、国民年金の必要性は感じていた。国民年金保険料の領収書は、税務申告書に貼^はり付けて提出したため、現在は残っていない。申立期間当時、町内会の隣組班長が、月末に税金と一緒に保険料の集金に来ており、夫の保険料だけ払い、自分の保険料だけ払わないということは考えられず、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年1月に払い出されており、このころ国民年金の加入手続を行い、申立人が満20歳に到達した43年7月にさかのぼって資格取得したと推測され、48年1月時点では申立期間の過半が既に時効である。

また、申立人は、集金人に対し、毎月夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人の居住する市の国民年金被保険者台帳を見ると、申立人は昭和47年4月から同年9月までの国民年金保険料を48年5月1日にまとめて過年度納付しているのに対し、申立人の夫は納付期限内に納付しており、48年1月分以降、申立人及びその夫の保険料の収納が同じ日になることから、このころから夫婦同時に保険料の納付を開始したと考えられる。

さらに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことはいかがえず、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は残っていないため、詳細は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 11 月 1 日から 62 年 11 月 10 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

A事業所における資格喪失日が昭和 52 年 11 月 1 日となっているが、継続して 62 年 11 月まで正社員として勤務していたので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

A事業所（現在は、B事業所）が保管する厚生年金保険被保険者台帳から、申立人は昭和 51 年 3 月 25 日に資格を取得し、52 年 11 月 1 日に資格を喪失していることが確認でき、社会保険事務所が管理する申立人に係る厚生年金保険被保険者原票の記録と一致する。

また、申立人は昭和 56 年 6 月に作業資格を取得したとする証明書を所持しているが、B事業所が提出した資格取得者一覧表によれば、当該作業資格を取得したのは 52 年 6 月 10 日であることが確認できる。

さらに、上司及び複数の同僚から聴取したところ、「申立人とはA事業所で一緒に勤務していたが、申立人の勤務期間は 2 年間くらいであった。」と証言している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 10 月 1 日から 40 年 9 月 30 日まで
(A事業所)
② 昭和 41 年 10 月 16 日から 43 年 12 月 31 日まで
(B事業所)

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、上記申立期間①及び②について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。

当時、継続して勤務していたことは確かなので、当該期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる 給与明細書等の関連資料は無い。

申立期間①のA事業所について、所在地を管轄していた社会保険事務所の事業所名簿を確認したが、当該事業所名を確認することができない。

申立期間②のB事業所について、社会保険庁が管理する事業所名簿の原簿による調査を行ったところ、B事業所は昭和 41 年 10 月 16 日に全喪しており、それ以後に再加入した記録は確認できないことから、申立人は全喪後である申立期間②についてB事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得することはできない。

また、申立期間当時のB事業所の役員から厚生年金保険の適用や厚生年金保険料の控除について照会したところ、B事業所は上述の全喪以後、厚生年金保険に再加入しておらず、社員から保険料の控除をすることも無か

った旨の証言を得ることができた。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容とこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 4 月ごろから 29 年 4 月ごろまで
A事業所に勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
給与明細書等はないが、働いていたことは事実であるので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料はない。

また、申立てに係るA事業所は、社会保険事務所の記録によれば、昭和 29 年 1 月 10 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号 1 番（昭和 29 年 1 月 10 日取得）から最終の 6 番（昭和 29 年 1 月 10 日取得）までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した痕跡こんせきも認められない。

さらに、申立人は、申立期間当時A事業所の元請け業者であるB事業所の寮に住んでいたと話していることから、社会保険事務所が管理するB事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和 24 年 2 月 16 日に資格を取得した被保険者から 29 年 12 月 1 日に資格を取得した被保険者までを確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

加えて、申立てに係るA事業所は既に全喪しているため、申立内容を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。
これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を
事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月ごろから39年3月ごろまで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
当時、勤務していたことは確かなので、当該期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、申立人が勤務していたA事業所の所在地を管轄していた社会保険事務所の事業所名簿により、A事業所は当該申立期間、適用事業所であることが確認できなかった。

さらに、A事業所の事務責任者に申立期間当時の厚生年金保険の適用、申立人の勤務の状況について照会したものの、これらを確認できる関連資料は得られなかったが、「申立期間当時、A事業所は共済年金以外の年金制度には加入していなかった。」という証言を得た。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 6 月 1 日から 37 年 9 月 16 日まで
社会保険事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。脱退手当金の支給決定年月日とされている当時の生活環境から脱退手当金を請求できる状況ではなく、また脱退手当金を受給した心当たりも無いので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 3 月 17 日から同年 9 月 30 日まで
② 昭和 31 年 12 月 3 日から 37 年 1 月 1 日まで

社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であったが、自分は脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給されたことを意味する「脱」の押印がされているとともに、申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立期間である2回の厚生年金保険被保険者期間に係る被保険者記号番号は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の厚生年金保険被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 2 日から 35 年 8 月 21 日まで
② 昭和 37 年 5 月 1 日から 40 年 8 月 26 日まで

社会保険事務所の記録では、申立期間について脱退手当金が支給済みであるということだが、自分は脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印がされているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和40年10月26日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。